

姫路市条例第 74 号

平成28年12月20日

姫路市長 石見利勝

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例

姫路市火災予防条例（昭和37年姫路市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第56条の3の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第56条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。